

「マトナカ -動画を使った集客サービス-」 サービス利用規約

「マトナカ -動画を使った集客サービス-」（以下「本サービス」という。）利用規約（以下「本規約」という。）は、本サービスの利用を申し込む企業様もしくは個人事業主様（以下「申込者様」という。）と本サービスを提供する第2制作株式会社（以下「当社」という。）との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条 定義

本サービスは、申込者様が申込者様自身の販売促進活動（以下「販促活動」という。）の中で使用する動画（以下「動画」という。）の制作業務（以下「動画制作」という。）、ならびに動画の広告運用業務（以下「運用」という。）を一元的に委託できるサービスです。申込者様は制作業務と運用業務を同時にお申し込みいただけますが、動画制作のみを当社にお申し込みいただくことも可能です。当社が制作した動画（以下「制作動画」という。）に限り、申込者様は運用のみをお申し込みいただくことができます。

第2条 規約への同意

- 1、申込者様は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。申込者様は本規約に同意しない限り本サービスを利用できません。
- 2、本サービスにおいて申込者様と当社の合意により別途個別利用条件を定めた場合、申込者様は本規約のほか個別利用条件の定めに従って本サービスを利用するものとします。なお、本規約と個別利用条件の定めが異なる場合には、個別利用条件の定めを優先するものとします。

第3条 本サービスの概要

- 1、申込者様が販促活動の中で見込み顧客（以下「ターゲット」という。）を絞り込むため、申込者様と当社との間でオンライン、電話又は対面によるターゲットを明確にするためのミーティング（以下「ターゲティング」という。）を行います。なお、ターゲティングにより定められたターゲットは、当社が動画制作に着手する前であれば原則2回まで修正が可能です。また、電話ないしオンラインでのターゲティングの様子は、本サービスの品質向上の為録音または録画させていただくことがあります。申込者様との利用契約終了後、録画データは当社が適切と判断した方法により破棄いたします。
- 2、当社は、ターゲティング終了後原則5営業日以内に、ターゲティング内容をまとめた資料（以下「ヒアリングシート」という。）と動画制作に必要な資料（以下「構成シート」といい、ヒアリングシートと構成シートを合わせた資料を「資料」という。）を完成させ申込者様にメール、ないし当社指定の方法にてご提出します。
- 3、申込者様は当社が資料を提出してから原則2営業日以内に資料の修正を行い、修正された資料を当社にメールないし当社指定の方法にてご提出します。なお申込者様が行う資料の修正は2回までとし、ターゲティングでの内容と資料の記載内容に相違があった場合は、資料の記載内容を優先するものとします。
- 4、申込者様は、第5条で提示されるご希望の申込プランを1つ以上選択します。
- 5、当社は、第3項で申込者様が修正した資料並びに、前項で選択されたプランに従い動画制作を行います。

第4条 制作動画の使用目的

申込者様は、主にターゲットを申込者様が所有するホームページや申込者様が指定するWebサイト（以下「LP」という。）、もしくは申込者様が経営、または運営する実際の店舗や場所（以下「実店舗」という）に呼び込んだり、申込者様が申込者様自身の名義で開催するセミナー等への参加を促したりするために、制作動画を下記の方法により使用することができます。

- 1、申込者様が申込者様の名義で運用するSNS（Instagram、Facebook、YouTubeなどを指しますがこれに限りません。）アカウントで、制作動画をSNSに投稿または広告として出稿すること。
- 2、申込者様が実店舗のデジタルサイネージや店内モニターに制作動画を掲出すること。
- 3、申込者様が自身の名義でTVCMや屋内または屋外デジタルサイネージに制作動画を広告として出稿すること。
- 4、申込者様がLPに制作動画を掲出すること。

第5条 動画制作のプラン

申込者様は動画制作にあたり、下記プランの中から1つ以上選択できます。

1、商品紹介プラン

基本料金：27万円（税込29.7万円～）

動画制作：1日（搬入から撤収までを含む6時間以内）で、申込者様の管轄社屋1箇所撮影を行います。申込者様の商品やサービスの魅力、社内の様子を撮影し、その後BGMと共に30秒の動画にまとめて編集します。

修正可能回数：2回

納期：ご発注～最短14営業日以内

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

CG：ロゴモーションのみ承れます。

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

※1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。

※ナレーションの追加や撮影日数、撮影場所の追加もオプションで承ることができます。

※このプランの撮影クルーはディレクターを含む2名～3名の体制を基本とし、レンズ一体型ビデオカメラ1台と簡易照明が付いています。

※動画修正に関して、規定回数以上の修正は、1修正につき2.2万円（税込）が追加となります。

※ご提出した構成シートから大きく逸脱した修正のご依頼は別途お見積もりとなります。

2、Web CMプラン

基本料金：55万円（税込60.5万円～）

動画制作：1日（搬入から撤収までを含む12時間以内）で、申込者様の管轄社屋1箇所、もしくは商品をお預かりして弊社で撮影を行います。申込者様の商品やサービスの魅力、社内の様子を撮影し、その後BGMと共に30秒の動画にまとめて編集します。このプランでは申込者様のインタビューの収録や動画にナレーションを挿入することもできます。

修正可能回数：3回

納期：ご発注～最短1ヶ月以内

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

CG：グラフなどの2Dモーションが承れます。

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

※1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。

※ナレーターに関しては、当社よりご提案させていただく候補者からの選出になります。

※このプランの撮影クルーはディレクターを含む3名～5名の体制を基本とし、レンズ交換式シネマカメラ1台と基本照明及び音声収録が付いています。

※動画修正に関して、規定回数以上の修正は、1修正につき2.2万円（税込）が追加となります。

※ご提出した構成シートから大きく逸脱した修正のご依頼は別途お見積もりとなります。

3、ブランディングムービープラン

基本料金：120万円（税込132万円～）

動画制作：1日以上（申込者様の管轄社屋を含むスタジオや当社提案ロケ地で、キャストを入れた撮影）の撮影を行います。その後オリジナルBGMと共に編集し、30秒の映像を制作します。

修正可能回数：別途ご相談

納期：ご発注～最短1ヶ月半以内

基本料金内撮影可能エリア：1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）

納品形式：1920x1080（FULL HD mp4形式）

※1都3県以外のエリアは交通実費を頂戴します。

※このプランの撮影クルーはディレクターを含む3名～5名の体制を想定しています。

※構成台本の内容により、撮影日数や料金変動します。

※ブランディングムービー制作に関しては別途ご契約を締結させて頂くことがあります。

※キャスト及びナレーターに関しては当社よりご提案する候補者からの選出になります。

※ご提出した構成シートから大きく逸脱した修正のご依頼は別途お見積もりとなります。

なお、「お手軽制作プラン」の利用規約は、本規約の後に掲示されています。

第6条 動画制作と完成動画に関して

1、申込者様は、当社へ申込者様が所有する動画制作のための静止画や動画、ロゴデータなどの素材（以下「素材」といいます。）を提供することができますが、当社が動画制作のために適切でないと判断した場合は、再度素材のご提出をお願いする場合があります。

2、申込者様から当社にご提供頂く素材もしくは当社が申込者様社屋ないし申込者様が管轄する社屋で撮影した素材に、第三者の著作権、肖像権、その他の権利が内包される場合、必ず申込者様において第三者の事前の承諾を得る等の適切な権利処理を行ってください。当社ではご提供頂く素材について、権利者に対する同意取得等の手続きは行いません。また、申込者様から当社にご提供頂くマスター素材の管理は申込者様ご自身で行ってください。

3、第5条のプランに基づいた撮影終了後、当社が初めて申込者様が指定する電子メール

アドレス（以下「メールアドレス」という。）に送る編集済みの動画（以下「第一稿動画」という）をご送付した後、第一稿動画に関する申込者様の依頼による修正回数は第5条で各プランに定められた回数を限度とします。プランに定められた回数以上の修正は有料のオプションにて承ることができます。ただし、資料や打ち合わせ内容から大きく逸脱した修正内容である場合は別途お見積もりとなります。

4、当社は、申込者様の指定するメールアドレスに、完成した動画データ（以下「完成動画」という）を添付したメールを送信する方法により申込者様へ納品します。完成動画は申込者様で保管してください。当社は、完成動画、撮影した一切のデータ、素材を、電子メールを送信した日の翌日から30日間に限って保存しますが、その後は消去できるものとしてします。

5、申込者様は、完成動画を申込者様が行うプロモーション活動、ないしリクルート活動の中で使用できるものとしてします。ただし、①素材に第三者の権利処理が別途必要となる場合は、申込者様においてご対応ください、また②当社側から提供された素材は、テレビCMでの使用や一部の配信サービス、劇場での公開などは禁止されている場合がありますので、YouTubeもしくは当社が指定するインターネット媒体や実店舗でのデジタルサイネージ以外で、完成動画の使用を検討される場合は必ず当社に確認してください。当社への確認を行わないまま、申込者様が完成動画をYouTubeもしくは当社が指定するインターネット媒体以外で使用した場合、第10条3項後段、第19条、第20条の規定が当然に適用されるものとしてします。

6、完成動画の著作権は申込者様に帰属するものとしてしますが、当社側から提供された静止画素材、動画素材、CG素材、BGM、テロップ等を完成動画から切り離して単独で使用したり、著作権を主張したりすることはできません。申込者様は、完成動画の一部または全部を当社制作作品として当社が管理するホームページまたはSNS等で掲載、宣伝することに同意するものとしてします。ただし、申込者様と当社が個別にこれと異なる合意をした場合はこの限りではありません。

第7条 運用のオプション（YouTube動画広告）

1、本サービスの運用オプションを選択することにより、申込者様はヒアリングシートに基づいたターゲットに向けてインターネット媒体（YouTube）に完成動画を広告出稿（以下「動画広告」という。）することができます。なお、動画広告の設定手続きやアカウント設定は当社が行います。

2、当社は、申込者様のYouTubeチャンネルにアップロードされた完成動画を運用します。運用にあたり、申込者様のYouTubeチャンネルの開設やアップロード等が必要になる場合は、当社で別途承ることが可能です。

3、動画を運用するにあたり、YouTubeないし当社が指定するインターネット媒体の媒体審査または考査を通過する必要があります。媒体審査または考査の結果、完成動画を広告としてYouTubeないし当社が指定するインターネット媒体に掲載できない場合は、完成動画の変更を別途承ることができます。

第8条 運用オプションのご利用料金（YouTube動画広告の出稿料金）

申込者様は下記に定めるご利用料金を当社に納めることにより、第7条の運用のオプションを利用することができます。

ご利用金額：5.5万円（税込）／7日間（自動更新はありません。）

運用オプションには自動更新は付帯されていませんが、申込者様は繰り返し運用オプションを利用することができます。

第9条 本サービスの目的

申込者様は、申込者様の販促活動を活性化させる目的にのみ本サービスを利用することができます。

第10条 免責

1、当社は、本サービスによる申込者様の売上拡大や利益拡大を確約するものではありません。

2、当社は、本サービスを利用により申込者様または第三者に損害が生じた場合であっても、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

3、第6条に基づき申込者様が提供した素材に第三者の権利（肖像権、著作権などを含みますがこれに限りません。）が内包されており、申込者様の本サービスの利用により第三者の権利が侵害された場合、申込者様は自らの責任において紛争を解決するものとします。当社が第三者から権利の回復または損害賠償責任を問われた場合、申込者様は、当社にかわって、または当社と協力して紛争解決の措置を講じるものとします。ただし、紛争解決に要した費用は申込者様が全て負担するものとします。

4、当社は、完成動画が第7条第3項に定める媒体審査または考査を通過することを保証するものではありません。また、完成動画が媒体審査または考査を通過できなかったことから生じる一切の損害（商品、サービスのプロモーションの遅延から来る損害等を含みますがこれに限りません。）に対しても損害賠償の責任を負いません。

5、当社は、天災地変その他不可抗力(回線の障害、サーバダウン等を含みますが、これらに限りません。)により申込者様に生じた損失につき、何ら責任を負わないものとします。

6、当社は、当社の責めによらず以下の事由により生じた申込者様の損失につき、何ら責任を負わないものとします。

① コンピューターウイルス又はハッキングによる、YouTube、YouTube以外のインターネット媒体やSNSのサーバダウン、サービス障害、データの流出、損壊及び誤った情報の掲載

② 申込者様の操作ミスによるデータの流出、損壊または消失

③ サービス環境の変化から生じた事由

7、当社は、申込者様の完成動画の中で言及する情報の真実性、最新性、確実性等につき一切保証しないものとします。

8、当社は、申込者様と完成動画を閲覧した第三者（以下「閲覧者」という。）との間に生じた一切のトラブルについて、何ら責任を負わないものとします。万が一、申込者様と閲覧者との間に紛争等が発生し、当社が直接これに止むを得ず対応した場合、申込者様は、当社に発生した損害、費用等の一切を補償するものとします。

第11条 本サービスの停止または廃止

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または廃止するものとし、停止または廃止した日をもって第11条に定める利用契約の一部または全部を解除することができるものとします。

- 1、停止または廃止する日の1週間前までに申込者様に通知した場合
- 2、第10条第5項及び第6項に定められた事由により本サービスを提供できない場合

第12条 返金

当社が本サービスの利用料金を既に受領している場合であって、第10条第5項及び第6項に定めた事由により本サービスを止むを得ず一時停止または廃止することを決定した場合、以下のとおり返金を行います。

- 1、撮影終了前に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の100%
 - 2、撮影終了後に動画制作に着手できない場合 → 動画制作プラン(税込)の50%
 - 3、動画が完成後に広告運用に着手できない場合 → 運用オプション料金(税込)の100%
- ただし、本規約第10条第4項、第13条第3項、第18条、19条、または申込者様側の事由による解除の場合、本項は適用されません。

第13条 利用契約

1、利用契約は、申込者様が当社所定のオンラインフォーム上での申込、または当社所定の申込書その他当社所定の方法によって、本サービスの利用にかかる申し込みを行い、当社が当該申込について審査を行い適格と判断し、承諾の意思表示を文書、Eメールまたはその他代替しうる手段によって発信した時に成立するものとします。

2、本規約は利用契約の内容の一部をなします。

3、当社は、本サービスの利用申込を行う者が以下に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込を承諾せず、または承諾を取り消すことができるものとします。当社は不承諾または承諾の取り消しについて一切の責任を負わず、また承諾しない理由または承諾を取り消す理由を当該利用申込者に説明する義務を負わないものとします。

(1)本規約及び個別条件に違反する行為を行うおそれがある場合又は、過去に違反した事実が判明した場合

(2)利用申込時に当社に提供された情報に虚偽や故意または重大な過失による脱漏があった場合

(3)利用申込をしようとする企業・団体等が実在しないか又は実体的な活動を行っていない場合

(4)当社に提供されたメールアドレス宛に当社が問い合わせを行ったにもかかわらず、問い合わせた日の翌日から起算して3営業日以内に返信がなかった場合

(5)第20条、第21条に違反又は違反するおそれがあると当社が判断した場合

(6) その他当社が合理的な理由により不適切と判断した場合

第14条 申込者様の権限

申込者様は、利用契約を締結する正当な権限を有する者により本サービスの申し込みを行うものとします。利用契約を締結する正当な権限を有しない者による申込であることが判明した場合、次条第1項にかかわらず、当社は既に行った申し込みの承諾を撤回することができるものとします。

第15条 申込者様の行為

1、当社は、申込者様の担当者その他の役職員から当社へアクセスがあった場合、正当な権限を有するものからのアクセスとみなし、申込者様の行為と取り扱うことができるもの

とします。

2、申込者様は、申込者様の担当者その他の役職員に対して本規約及び個別条件を遵守させるものとし、申込者様の担当者その他の役職員が本規約及び個別条件の定めに従った場合は、申込者様が本契約に違反したものとみなします。

第16条 サービス料金のお支払い

1、申込者様は動画制作のご利用料金を、第6条4項で定められた方法により当社が完成動画を申込者様に納品した日の翌月末までに、当社が指定する銀行口座に本サービスのご利用料金をお振込するものとします。ただし申込者様と当社とのお取引が初回、ないし直近の入金日から1年以上経過している場合は、当社は申込者様に対して入金日を指定することができるものとします。

2、申込者様は運用オプション利用料金を、完成動画を広告として「YouTubeまたは当社が指定するインターネット媒体に掲載する日」として、当社が申込者様に通知する日の5営業日前までに、当社が指定する銀行口座に本サービスのご利用料金をお振込するものとします。5営業日を超えて着金した場合、着金日の翌日から起算して5営業日後から完成動画を広告としてYouTubeまたは当社が指定するインターネット媒体に掲載するものとします。

3、本サービスの利用料金のお支払いは当社指定の銀行口座にお振込にてお願いしておりますが、ご入金にかかる手数料は申込者様でご負担頂きます。

4、当社指定の銀行口座及びお支払い総額は、メールアドレス宛に別途送付するメールに添付するご請求書をご確認ください。

第17条 利用契約の有効期間及び存続条項

利用契約の有効期限は、第13条第1項により利用契約が成立した日から1年間とします。ただし、利用契約の終了後であっても、第10条（免責事項条項）、第20条（禁止事項条項）、第21条（反社会的勢力の排除条項）、第26条（管轄裁判所に関する条項）は有効に存続するものとします。

第18条 データの利用

1、当社は、本サービスを申込者様に提供するにあたり、申込者様による本サービスの利用記録及び個人情報を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工した上で統計データ等を作成し、当該統計データ等を何らの制限なく利用(申込者さま及び第三者への提案、市場の調査、新サービスの開発を含みますがこれらに限りません。)することができるものとし、申込者様はこれを予め承諾するものとします。

2、当社は、別途当社が収集した申込者様からのアンケート結果、他の申込者様の利用実績をもとにした集計結果など、本サービスの利用によって申込者様に生じた効果等に関する情報を本サービス上（広告や宣伝などが中心となりますが、これに限りません。）に公表できるものとし、申込者様はこれを予め承諾するものとします。

第19条 違約金及び損害賠償額

当社及び申込者様は、故意または過失により本規約及び個別条件に違反し、これにより相手方に損害が生じた場合、相手方に対し、直接かつ現実に生じた損害を賠償する義務を負います。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社の申込者様に対する

賠償額は金 100,000 円(税込)を上限とします。

第 20 条 禁止事項・解除

1、当社は、申込者様による以下の行為を禁止します。これらに該当する、又は該当する恐れがあると当社が判断した場合、申込者様への通知もしくは承諾なしに直ちに本サービスの提供を停止し、また利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約及び個別条件等に違反する行為
- (2) 労働基準法、職業安定法、個人情報保護法その他法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) 違法行為・犯罪行為・反社会的行為を暗示・誘発・助長・推奨等する行為
- (4) 虚偽、不完全、不正確な情報を当社に提供し、本サービスを利用する行為
- (5) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (6) 当社のサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損するような行為
- (7) 他人名義もしくは虚偽のアカウントで本サービスを利用する行為
- (8) 本サービスを通じて知り得た情報（本サービスに関する情報・仕組み・ノウハウを含みますがこれらに限りません。）を流布したり、第三者が提供する動画制作、動画広告に対して応用したりする行為
- (9) その他当社が合理的な根拠に基づき本サービスの提供を継続することが不適切であると判断する行為

2、当社は、申込者様が次の各号の一に該当するときには、何ら事前の通知、催告を要することなく、即時に本契約を解除することができます。

- (1) 本規約及び個別条件等に違反したとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (3) 手形・小切手の不渡り処分を受け、又はその他支払い停止となったとき
- (4) 営業を廃止したとき、又は清算手続に入ったとき
- (5) その他本規約及び個別条件等に定める事項を遂行できる客観的見込みがないとき

3、申込者様は、利用契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する損害賠償等一切の債務を弁済するものとします。

4、本条第 1 項、第 2 項及び次条を事由として利用契約が解除された場合、既に当社に着金済みの本サービスの利用料金は一切返金いたしません。

第 21 条 反社会的勢力等

1、当社及び申込者様は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等もしくはそれらの構成員等もしくはこれに準ずるもの(以下、「反社会的勢力等」といいます。)または反社会的勢力等でなくなったときから 5 年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供、便宜の供給等を行っていること
- (3) 自ら又は第三者を利用し他者に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

2、当社及び申込者様は、相手方が前項の規定に違反した場合、何ら事前の通知、催告を要することなく、即時に本契約を解除することができます。

3、当社及び申込者様が前項の規定により契約を解除した場合には、解除により相手方に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第 2 2 条 権利義務等の譲渡

- 1、申込者様は、利用契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。
- 2、当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利、義務及び申込者様の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、申込者様は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第 2 3 条 再委託の同意

申込者様は、当社が、申込者様より委託された本サービスを履行するために、外部クリエイターまたは企業に業務の全部または一部を再委託することに予め同意するものとします。

第 2 4 条 規約の変更

- 1、当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要性が生じた場合には、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4(定型約款の変更)に基づき、本規約を変更することができるものとします。
- 2、当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当サイトへの掲載するものとします。

第 2 5 条 分離性

本利用規約に定める条項の一部が強行法規への抵触その他の理由により無効とされた場合であっても、当該無効とされた条項以外の他の条項は有効に存続するものとします。この場合、当該無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第 2 6 条 準拠法と合意管轄

本規約等は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成日

2021年04月06日

最終改訂日

2023年06月07日

「お手軽制作プラン」サービス利用規約

「マトナカ -動画を使った集客サービス-」における動画制作プランの一つであるお手軽制作プラン（以下「セルフプラン」という。）利用規約（以下「特例規約4」という）は、「マトナカ -動画を使った集客サービス-」（以下「本サービス」と言います。）の特例サービスとして第2制作株式会社（以下「当社」と言います。）が提供するセルフプランの利用を申し込む企業様もしくは個人事業主様（以下「申込者様」と言います。）と当社との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条

セルフプランは本サービスから派生した特例サービスであり、申込者様は本サービスの規約に同意をしない限りセルフプランを利用することはできません。

第2条

特例規約4に定めなき条項に関しては、本規約の定めに基づきするものとします。

第3条

本規約と特例規約4の定めが異なる場合は、特例規約4の定めを優先するものとします。

第4条

申込者様は下記の手順に従い30秒の動画（以下「動画」という）を作成することができます。

- 1、申込者様は当社指定の動画作成のための仕様フォーマット（以下「構成シート」という）にテロップ文言や使用箇所など必要事項を記入します。万が一、記入された仕様フォーマットに不備や不鮮明な箇所がある場合、当社側から追加での記載を申込者様に対してお願いしたり、セルフプランのご利用をお断りする場合があります。
- 2、申込者様は構成シートに合わせ、申込者様自らが撮影もしくは保有する動画もしくは画像素材（以下「素材」という）を当社指定の共有フォルダにアップロードします。
- 3、当社から申込者様に対して送付する、BGMと共に編集された動画データ（以下「第一稿データ」という）を申込者様は当社から第一稿データを送付後48時間以内に確認を行い、適宜修正点を当社に伝えます。なおセルフプランの修正回数は2回としますが、別途1修正につき2.2万円（税込）にて修正を承ることができます。

第5条

申込者様が当社指定の共有フォルダにアップロードする素材は下記要件を満たしたものとし、要件を満たさない素材はセルフプランでは使用できないものとします。また申込者様は予め当社が編集時に適宜リサイズやトリミングを行うことに同意するものとします。

1、動画素材の要件

- ①1つの動画素材につき原則60秒以内であること
- ②動画素材のアップロード合計本数は10本以内であること
- ③動画素材のサイズは原則1920x1080（FHDサイズ）であること
- ④動画素材1本あたりのファイルの大きさは1GB以下であること。
- ⑤本サービスの規約に基づきしている素材であること。

⑥その他当社が合理的に必要と認める要件を満たした素材であること。

2、写真素材の要件

①写真サイズ：15MBまで／写真1枚あたり（合計10枚まで）

②写真データの種類／JPEG、PNG、TIFF

③アップロードされた写真は、申込者様が選択した動画サイズのテンプレートに合わせてサイズ調整されます。サイズ調整は下記の通り行われます。

i) 写真がテンプレートに対して小さい場合

→テンプレートの中心と写真の中心を合わせて、写真をテンプレートが埋まる最小の大きさまで拡大します。テンプレートからはみ出した部分は自動的にカットされます。

ii) 写真がテンプレートに対して大きい場合

→テンプレートの中心と写真の中心を合わせた後、写真をテンプレートが埋まる最小の大きさまで縮小します。テンプレートからはみ出した部分は自動的にカットされます。

第6条

申込者様は当社指定のセルフプラン申込ページから申し込みを行なった後、当社指定の銀行口座に所定のご利用金額を振り込むものとします。当社は申込者様からのご利用金額の着金を確認後、第一稿動画を申込者様へ送付するものとします。

第7条

1、申込者様には第4条、第6条の手続きを進め当サイト掲示の「お申し込み」ボタン（以下「ボタン」という。）を押した後、所定のご利用料金の支払い義務が生じるものとします。

2、また当社は申込者様がボタンを押した後、当社に申込者様がボタンを押した事実を告げるメールが当社に到達後、本規約の所定の審査を経て直ちに動画の制作を行うものとします。

3、申込者様がボタンを押した後、60分以内に当サイトの「お問い合わせ」メールにて、動画の制作をキャンセルする意思表示を表示した場合、申込者様はご利用料金のお支払いを行う必要はなくまた、当社も動画の制作を行う必要はなくなるものとします。なお、本条でいう60分の計測は、当社に申込者様がボタンを押した事実を告げるメールが到達後、当社に申込者様が動画制作をキャンセルする意思表示をした旨が記載されたメールが到達するまでを指すものとします。

4、本条に記載した方法以外でのキャンセル以外の申し出は受け付けられませんのであらかじめご了承ください。

第8条

当社は申込者様が当社指定の共有フォルダに素材をアップロードした日を含まず、最短3営業日で第一稿動画を申込者様に共有するものとします。また第一稿動画の修正を申込者様が当社に依頼した場合、当社は申込者様が当社に修正を依頼した日を含まず、最短3営業日で、修正を反映した動画（以下「修正済み動画」）を申込者様に再度共有するものとします。

第9条

1、申込者様はダウンロードサイトからダウンロードした動画を、本規約並びに公序良俗に違反しない限り、申込者様が管轄するデジタルサイネージや店頭モニター、ホームページ、YouTubeなどのSNSへ投稿する動画として自由にご利用いただくことができます。

2、但し当社から支給した素材（BGM含む）が動画に組み込まれている場合、その素材の著作権は当社にあり、素材を単体で有償無償に関わらず第三者へ譲渡したり、動画以外のコンテンツに使用したりすることはできません。

第10条

申込者様がアップロードする素材に写り込む著作権に関する事項、第一稿動画、修正済み動画のご共有の遅延にかかる損害等は本サービスの規約8条の免責規定が当然に適用されます。

第11条

当社は予告なく、セルフプランを停止することができるものとします。

第12条

申込者様が、セルフプランをご利用後、本サービスの他プランのお申込みを行う場合、当社は所定の優遇措置を本サービスに附帯適用するものとします。

第13条

セルフプランで作成頂いた動画の一部または全部を当社のプロモーションや実績紹介等で使用させて頂く場合があります。

作成日

2022年6月9日

最終改定日

2023年5月26日